

○議事日程

令和4年6月6日（月） 第2日

- |       |                |   |
|-------|----------------|---|
| 第 1   | 会議録署名議員の指名について |   |
| 第 2   | 承認第 2 号        | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岐南町税条例等の一部を改正する条例について)              |
| 第 3   | 承認第 3 号        | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例について)        |
| 第 4   | 議案第 2 1 号      | 岐南町議会議員及び岐南町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について           |
| 第 5   | 議案第 2 2 号      | 岐南町・笠松町社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について                           |
| 第 6   | 議案第 2 3 号      | 岐南町介護保険条例の一部を改正する条例について                                   |
| 第 7   | 議案第 2 4 号      | 旧羽島郡笠松町・羽島郡岐南町中学校組合立羽栗中学校の社会教育施設の管理執行事務の事務委託に関する規約の廃止について |
| 第 8   | 議案第 2 5 号      | 財産の取得について<br>(岐南町・笠松町社会教育施設土地購入)                          |
| 第 9   | 議案第 2 6 号      | 公の施設の区域外設置について  |
| 第 1 0 | 議案第 2 7 号      | 令和 4 年度岐南町一般会計補正予算について                                    |
| 第 1 1 | 議案第 2 8 号      | 令和 4 年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算について                              |
| 第 1 2 | 議案第 2 9 号      | 令和 4 年度岐南町介護保険特別会計補正予算について                                |
| 第 1 3 | 同意第 3 号        | 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について                                     |



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

1 0 名

1 番

長谷川 淳 君

2	番	村山博司君
3	番	松本暁大君
4	番	三宅祐司君
5	番	後藤友紀君
6	番	松原浩二君
7	番	櫻井明君
8	番	渡邊憲司君
9	番	木下美津子君
10	番	岩田晴義君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小島英雄君
副町	長	傍島敬隆君
教育	長	野原弘康君
会計管理	者	岩田恵司君
総務部	長	小関久志君
総合政策部	長	三輪学君
福祉部	長	中村宏泰君
土木部	長	安田悟君
住民部	長	堀場康伸君
総務課	長	記野雅之君
財政課	長	服部貴司君
総合政策課	長	摂田真広君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	井上哲也
書	記	朝倉修一

開議

午前10時 開議

○議長（松原浩二君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。



第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松原浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において3番  
松本暁大議員、4番 三宅祐司議員の両君を指名します。



第2 承認第2号

○議長（松原浩二君） 日程第2、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
（岐南町税条例等の一部を改正する条例について）を議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより  
質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。  
これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。  
これより採決します。承認第2号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立  
を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、承認第2号 専決処分の承認を  
求めることについて（岐南町税条例等の一部を改正する条例について）は、原案のと  
おり承認されました。



第3 承認第3号

○議長（松原浩二君） 日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
（岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。承認第3号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（岐南町税条例等の一部を改正する条例について）（後刻訂正ありp29）は、原案のとおり承認されました。



#### 第4 議案第21号

○議長（松原浩二君） 日程第4、議案第21号 岐南町議会議員及び岐南町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

（議 案 掲 載 省 略）

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号 岐南町議会議員及び岐南町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例については、総務住民常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号については総務住民常任委員会に付託します。



#### 第5 議案第22号

○議長（松原浩二君） 日程第5、議案第22号 岐南町・笠松町社会教育施設設置条例

の一部を改正する条例についてを議題とします。

---

(議案掲載省略)

---

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） おはようございます。5番議員の後藤でございます。

議案第22号について質疑させていただきます。

岐南町・笠松町羽栗社会教育施設、いわゆる羽栗グラウンド土地購入についての説明では、笠松町が売却する意向であることから、今後の体育施設開放の継続及び財産を取得することにより、将来的に土地を有効活用し、事業計画が立てられるよう町資産として取得するというものでした。土地の購入においては、3月議会において可決いたしておりますが、何点か確認の意味をもって質疑させていただきたいと思っております。

この条例で定めるグラウンドについては、笠松町との共同設置を解消し単独の社会教育施設とし、体育施設開放の継続をするとありまして、そして当初予算の説明では、将来的には計画をもって土地を有効活用し、町における課題を解決するというものであったと記憶しておりますが、このような意向ということによろしいでしょうか、お聞かせください。

○議長（松原浩二君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 議案第22号 岐南町・笠松町社会教育施設設置条例の一部を改正する条例についての後藤議員のご質問にお答えします。

今のところこの羽栗社会教育施設には新たな整備計画はございません。社会体育施設羽栗グラウンドとして使用してまいります。しかしながら、将来的には転用することにより、本町の様々な問題の解決や地域創生にもつながる大変有益な経営資源になると考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） ありがとうございます。

このグラウンドにつきましては、以前よりグラウンド利用者の方から水はけについての改善をお願いされていたところ、笠松町と岐南町の共同設置であったことから整備が困難であるということと言われ、諦めていたと聞き及んでおりました。また、その状況は私も承知しておりました。

この条例が可決することにより、いよいよこのグラウンドが町単独の設置になるということから、整備については笠松町との協議は必要なくなったということでありまして、期待されている利用者の方も多くいらっしゃると思います。当面グラウンドとして利用されるのであれば、現状のグラウンドの不良な点について改善すべきだと思いますが、いかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（松原浩二君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 後藤議員のご質問にお答えいたします。

グラウンドの不良点につきましては、現場のほうを確認いたしまして対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ほかに質疑はありませんか。質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号 岐南町・笠松町社会教育施設設置条例の一部を改正する条例については、総務住民常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号については総務住民常任委員会に付託します。



#### 第6 議案第23号

○議長（松原浩二君） 日程第6、議案第23号 岐南町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号 岐南町介護保険条例の一部を改正する条例については、福祉土木常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号については福祉土木常任委員会に付託します。



第7 議案第24号

○議長（松原浩二君） 日程第7、議案第24号 旧羽島郡笠松町・羽島郡岐南町中学校組合立羽栗中学校の社会教育施設の管理執行事務の事務委託に関する規約の廃止についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第24号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第24号 旧羽島郡笠松町・羽島郡岐南町中学校組合立羽栗中学校の社会教育施設の管理執行事務の事務委託に関する規約の廃止については、原案のとおり可決されました。



第8 議案第25号

○議長（松原浩二君） 日程第8、議案第25号 財産の取得についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、討論させていただきませんが、最終的に賛成なのか反対なのかということが分かると思いますので、説明してご納得できるかということも含めて、よく聞いていただきたいと思います。少し長くなると思います。

羽栗中学校というのは、昭和47年に廃校されまして、あの建物ですね、建物というのは体育館は残したあと残りの部分については、約3年か4年ぐらい初代片桐町長のときに解体したわけでありまして。そういう中で、あのままの放置の中で中学校の体育館が非常に悪くなりまして、これを修繕しなきゃならないというようなことで、伏屋征勝町長のときに「修繕するとお金がかかるし、笠松町を含めて非常に納得をいただくのは難しい」とようないろいろな話の中で中学校を解体し公園化したいというようなことであります。そのときに所有権ということで2分の1の笠松町と岐南町との問題の中で、どうしても笠松町が所有権を要するに2分の1はこうしたまま、売却することはしないよというようなことで2分の1の所有権の状態に来たわけですが、しかしこのような状態でいざいろいろな事業を起こすにしても、笠松町の承諾がない限りはできないということで、いろいろな鑑定確認をそのときの課長を含めた説明も、誰かということはお分かっておりますけれども、これを2分の1にしよというようなときに、岐南町側の不動産鑑定士を通して評価をし、笠松町はちょっと南側ですので面積が多いような状態でありました。そういうような中で今回笠松町と岐南町のおおのの不動産鑑定士を使ったというようなことで、当然国家資格でやはり超難関で取得された不動産鑑定士でございますので、当然のことながら価格の差があってはいけないというようなことでありますけれども、当然のことながら通常であれば全体の1割程度の誤差ならいいんですけども、約4,000万。2億3,000万円の1割なら2,300万円ですから、非常に2割弱というような価格格差が発生しているというようなことです。岐南町のほうが高いわけなんです。

この不動産鑑定の方法といたしましては、恐らく資料を見せていただいた中で非常に難しい。40ページ、50ページというような笠松町の不動産鑑定の中身を精査させていただいたんですが、30分の間ではなかなか見られませんでした。ただ、言えることは、比較法という方法ですね、不動産鑑定には収益還元法と原価法と比較法という方法があるわけですが、見たときに、資料の中で要するに売買事例という拠点を取るわけですね。その売買事例の拠点の場所が違うということですね。公示価格というのは当然近くで南のほうで、町長のこういう後援看板がある工場の近くの



ところであるわけでございますが、看板のあたりが公示価格であります。その公示価格は坪14万1,487円ということです。この公示価格に土地の顔というのに対して間口と奥行きによる補正率というものを掛けるわけです。そういう中で見たときに、現実この売買事例の場合でもかなりの笠松町と岐南町の要するに評点の差があるがゆえに4,000万という価格差が起きた中で、笠松町の要するに価格でもっていった。それが11万6,000円ということです。

岐南町が4,000万円も値段が高いというのはどういうことかということも含めて、私一つ疑問に思ったわけでございますけれども、やはりこういうのは先ほど言いましたように、伏屋征勝町長があつた土地を整理して、要するに所有権移転をするときに、1人の不動産鑑定士でやったわけです。岐南町の不動産鑑定士が高いということは、安いほうでやればよいということでもありますけれども、何かそこら辺を一回精査して、やはりきちっとそこら辺も要するに原因追及をするということが必要であるというふうに1つ思いました。

そして、この土地というのは、その当時、ここにおみえになる方3人ぐらい知っておる。行政側のほうは恐らくまだそのときは幹部でないので分からないと思いますけど、もしこの土地が笠松町がもう売ってしまうよというようなことになってしまった場合、大変なことになりますよというようなことで全員協議会の場で私はお話しさせていただきました。そこら辺は官官売買でございますので、賃貸借契約というのはあり得んだろうと。そうすると、覚書とかそういうものできちっと笠松町との約束の中で、絶対売らないよというようなことを確約しようということで、これ分筆ということがあったわけです。恐らく資料はどういうふうに残っているか分かりませんが、それを一回調べていただければいいと思います。

だから、町長が説明される、民民なら分かりますよ。準工業地域でございますので、土地を売ってしまったらどうなる、何々どうなる、えらいもん建ってしまったら影になってしまう。これ絶対に通りません。準工業地域の場合は、日影規制の場合、高さ10メートルの場合は建てられます。民法によれば境界から50センチ、建築基準法はいっぱいいっぱい建てますので影響はありますけれども、これ官官売買でございますので、そういうようなことから、やはりその発言というのはいかがなものかということも含めて判断しなければならぬというふうに思いました。

そして、後から5月26日の全協、要するに米野のピアゴの西側の道路、これ真っすぐ突き当たったところが堤外と言われるグラウンドのある、非常に困難であるということですね、家もあります。このことについてはもっと早く言ってほしかったなど。

岐南町にはご存知のように、初代片桐さんのときに造ったグラウンドの町民の権利

者の方で造成した土地があります。それで、2代目の片桐さんのときに、東側の土地を拡幅されてグラウンドがある。非常に若宮地から野中、平島の方がグラウンドゴルフとかソフトボールやとか野球をやるのに非常に危ない、それを改良するよというようなことをございますので、それはいいことやなど。その金を、この2億3,000万というお金を投入するんだよというようなことの説明がありましたね。もっと早く言ってほしかったなど。新聞報道では、笠松町は要する基金積立てするんだというようなことでありましたので、私の想像の世界の中でいくと、大変やでお金が欲しいでかなというふうに思いましたけれども、そういうことであれば、また一つの別の観点から物を考えなきゃならない。

それで、ある関係者の方に申しあげましたのは、「あんたね、薬師の南水源地のあのどえらい約6度から7度の急勾配の道路を、堤防に上がる道路を改良するのに、2代目片桐さん、どえらい建設省に行かれて、許可がなかなか下りないんですよ、堤防をなぶるということは。水害の関係があるもんで。私は全員協議会で2回も3回も図面を見せていただいて、「これは簡単には下りませんよ」というようなことを申し上げさせていただいた。今から思うと、あのときの苦勞というのは、やっぱり俺無茶無茶なこと言っておったな。どえらい斜めで、ずっと上がれるようにすれば楽やにというけど、あのクランクの登り方というのは正解だった。

というようなことで、笠松町、いまだに許可が下りないんですね。だから数年かかります。岐南町の場合二、三年かかっております。2年ぐらいかかったかな。3億ぐらいかかったんですね。家も撤去したりいろいろして、笠松町も金要りますよ、ああいう状態でね。ぜひやっていただきたいというような中で、岐南町と笠松町が今良好の関係であるというならば、やはり税があってやはり使うというようなことを考えたときに、一つの駆け引きの中で、かねてから言っておりました佐兵衛新田米野線、16メートル拡幅道路、要するに長森から来ている岐阜外科からピアゴの東側の道路で16メートルとんと突き当たる道路ができれば、新所平島線という路線も出てくるんですけど、ただ県がなかなか進まない……

○議長（松原浩二君） 岩田議員、本案件とちょっと外れていますので。

○10番（岩田晴義君） そういうような笠松町との駆け引きをしてほしかった。これが政治手腕というんですね。町長にはそれだけの人気もあるし、政治的な手腕もあるわけですから、ぜひお願いしたいなというふうに思ったわけです。もろもろの関係の中でいろいろな意見というものを、やはり助言というか、雑音と言っていたいただいてもいいですけど、そういうことも含めて私は思ったわけでございます。

そういうようなことから、やはりこの土地を買う金額、そしてそこをどうのこうの

というのは、私は反対はしませんけれども、しかし当初予算のときに、私の持論というものを含めて反対した以上は、やはりこれはあくまでも反対ということで、討論に代えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ほかに討論はありませんか。討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第25号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原浩二君） 起立多数であります。よって、議案第25号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。



第9 議案第26号

○議長（松原浩二君） 日程第9、議案第26号 公の施設の区域外設置についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号 公の施設の区域外設置については、福祉土木常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号については福祉土木常任委員会に付託します。



第10 議案第27号

○議長（松原浩二君） 日程第10、議案第27号 令和4年度岐南町一般会計補正予算についてを議題とします。

(議案掲載省略)

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 5番 後藤です。議案第27号 令和4年度岐南町一般会計補正予算について質疑させていただきます。

まず、絆づくり交付金事業につきまして4点お尋ねいたします。

絆づくり交付金につきましては、事業開始のもともとの運用から徐々に変化し、町の事業を絆づくり交付金を活用し自治会主催で進めてきたことにより、現在自治会在り方検討会において協議が進みつつあると認識しております。

1点目、当初の運用から変化した絆づくり交付金ですが、現在の絆づくり交付金事業における事業目的はどのようなものだと認識されているか、お聞かせください。

2点目、今回の減額につきましては、自治会が行う敬老会についての予算を絆づくり交付金から減額するというものでありますが、過去に町が主催していた事業で同じように絆づくり交付金を充当し自治会が行っている事業はどのようなものがあるでしょうか。また、これについても敬老会のような検討をされているか、お聞かせください。

3点目、第6次総合計画に上げる協働において自治会との協働は具体的にどのようなものと考えているかをお聞かせください。

最後に4点目、もともと町の事業であった敬老会について、自治会で絆づくり交付金活用により自治会で実施され、今回自治会が町にお返しするという結論に至ったと認識しておりますが、このプロセスにおいて協働という部分で反省点や改善点があればお聞かせください。

次に、敬老祝い記念品贈呈事業委託金について4点質疑します。

この事業につきましては、自治会絆づくり交付金など様々な要因が関連したものとりましたが、もともとは敬老会事業は町主催で行われていたものだと認識しております。どのようなプロセス、検討を経て結果に至ったのかの説明をいただきたいと思っております。

2点目、町の主催で行っていたときの敬老会の予算はどの程度だったか、敬老祝い記念品贈呈事業の予算金額の根拠をお示しください。

次に3点目、贈呈対象年齢が77歳、88歳、99歳に限定した理由をお聞かせください。

最後に4点目、この事業は敬老会の代替案であり、従前の対面方式ではなく、非接

触方式の事業選択であります。これはコロナ禍としての対応なのか、また今後も対面方式を行わないということなのか。行わないということであれば、簡単に申し上げて、今後町としては従前の対面方式の敬老会は行わないということによろしいでしょうか。

以上、お聞かせください。

○議長（松原浩二君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 後藤議員の絆づくり交付金事業についてのご質問についてお答えを申し上げます。

自治会絆づくり交付金は、自主的、主体的な地域活動の推進を図るとともに、地域の絆が深まる事業を支援するものであり、目的は制度開始当初から変わっておりません。

過去に町が主催していた事業で、自治会絆づくり交付金を活用し自治会が行っている事業は防災訓練が挙げられます。この防災訓練につきましても、6月3日の自治会長会議におきまして、自治会の在り方検討会で協議することが決定されました。

行政と自治会との協働とは、「住民の協力がなくては解決できない問題を、それぞれの役割を認識し連携することで、多様な地域課題の解決を図る」ことと認識いたしております。具体的には環境美化活動や防災、見守りなどの地域福祉活動が挙げられます。

敬老会につきましては、全自治会に敬老会に関するアンケートを実施し、30自治会、約86%の自治会が「負担を感じている」との回答を得ました。このアンケート結果を尊重し、自治会の在り方検討会で協議した結果、町主催で敬老祝い事業を実施することとなりました。なお、4月の自治会長会議におきまして報告した結果、自治会長から特に反対意見はございませんでした。こうしたことから、プロセスについては自治会と十分に協議を重ねた結果であると認識いたしております。

今後につきましては、事業を実施する中で改善等がございましたら、改めて自治会の在り方検討会の結論を待って検討いたしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 後藤議員の敬老祝い記念品贈呈事業委託金に関するご質問にお答えいたします。

本事業につきましては、自治会の在り方検討会で協議した内容を本年4月の自治会長会議に諮ったところ、異論なく町主催の結論となり、町として自治会の総意を尊重したところでございます。

町主催で最後に実施されました平成22年度の予算は約160万円でございます。また、今回上程させていただきました事業予算につきましては、1人当たり5,000円相当の記念品を対象者321人に贈呈する費用として160万5,000円、その他印刷代や郵送料、事務手数料といたしまして34万9,840円、消費税と合わせまして合計210万円でございます。

対象年齢を77歳、88歳、99歳とした理由につきましては、従来から実施しております長寿者祝金の対象年齢である75歳、80歳、90歳、さらに100歳長寿者祝金と併せまして段階的に町として祝意を示すことができると判断したためでございます。

また、敬老の対象者は感染弱者の高齢者であることから、コロナ禍における非接触型の方法が最善であると考えます。コロナの影響がこの先も相当期間続くことが考えられますので、次年度以降も同様の方法で継続していく予定でございますが、感染状況や事業の検証も踏まえながら、社会情勢を勘案し見直すことも想定をしております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ほかに質疑はありませんか。質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、討論を述べさせていただきます。

賛成なのか反対なのかということは、最後に言うべきことやないんですが、賛成の立場です。理解できるかできないかは、おのおのの議員さんのやはり資質の問題になってまいりますので、少し討論の中で述べさせていただきますと思います。

6年か7年ぐらい前ですね。八剣公園、あそこに2,500万円以上の要するにトイレを造ったんですね。高かったんですよ。あのとき私は反対したですよ。何でも高いんやと。もうちょっと勉強しておれば賛成したかもわかりませんが、何でもこんな坪当たり400万も500万もするようなトイレあるんかというようなことですね。

今回、平島公園にトイレ2,200万、そして街灯を引いた残りが2,000万ぐらいやと思うんですが、これ何でも高いんやと。こんな400万も500万も、住宅やっておる人は分かると思いますが、住宅で例えば80万であるなら、設備もあってお金かかりますから、150万から200万ぐらいが400万から500万ですよ。このことに対して私は、岐阜市のほうの公園、各務原市の公園、そして川島のほうのオアシスパークか、あその公園も見ました。大体公園というのはプレハブ系のトイレがありますが、川島のオアシスパークだけでは在来工法によるトイレでありました。

こういう公園のトイレをやる場合、やはり工期というものが非常に大事であるということが分かりました。在来で3か月もトイレ使えんようなことではあかん。そんなら仮設トイレでやればいいと言っても、仮設トイレなんていうのは危なくてかなわん。

そういう中でトイレの価格というものが幾らやということに対して、メーカー希望価格。昔は、こういう価格に対して町長の要するに決済によって、10%なのか20%なのかということがありましたが、今はこの出てきた設計価格を要するに公開しなさいというようなことで、こういう状態になって何も問題ないんですよ、ないんですけど、やはりそういう価格に対しての金額が競争入札なのか一般競争入札なのかというのはこれ条例で決まっております、幾ら以上のものは要する指名入札か一般競争入札、幾ら以上は指名競争入札にしなさいよと決まっておるんですね。恐らくこれは指名競争入札であろうと。その指名競争入札に対してどういう業者を選ぶかということが問題なんですね。価格が例えば企業努力によって8掛けとか半分とかいろいろありますが、それに対するこういう国というのは、出てきたものに対して一般管理費とそして現場管理費、私の場合、国の仕事やっているけど、営繕管理費ということで何%、何%で最後消費税を掛けるということになりますとね、やはりその価格と同じぐらいになってしまうから2,000万円ぐらいになってしまうんだらうというふうに思っておるんです。

しかし、今のこの世の中でコロナ禍、いろいろな景気が不景気の中で経済を回すということになった場合、やはり岐南町に税を落とすような業者、そういう業者をやはり選んでいただきたいなというふうに思ったりもするんですが、岐南町ではそれしれているもんで、そうしたらこの岐阜県の県税とか国税とか、そういうものをしっかりと税金納めていただいて、岐南町の方がそこへ労働していることによって潤うと、そういう物の観点からの指名競争入札にしていきたい。

この前の資料を私全部ほかってしまったのであかんのやけど、八剣公園、恐らく予定価格に近いような状態で落札しておみえになります。いろいろ疑えば切りがないんですね。だけど、これをがんという町長の考え方によって予定価格を下げるということは国を求めていますので、そのまま出していただいた中で、町民も入っておって、そういう元気になるような業者を選択していただきたいというようなことでの賛成討論でございます。頑張ってください。

終わります。

○議長（松原浩二君） ほかに討論はありませんか。討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第27号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を

求めます。

(賛成者起立)

- 議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第27号 令和4年度岐南町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。



第11 議案第28号

- 議長（松原浩二君） 日程第11、議案第28号 令和4年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

(議案掲載省略)

- 議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

- 議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。議案第28号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第28号 令和4年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。



第12 議案第29号

- 議長（松原浩二君） 日程第12、議案第29号 令和4年度岐南町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

(議案掲載省略)

- 議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)



○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。  
これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。  
これより採決します。議案第29号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第29号 令和4年度岐南町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。



第13 同意第3号

○議長（松原浩二君） 日程第13、同意第3号 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。  
これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。  
これより採決します。同意第3号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、同意第3号 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定しました。



○議長（松原浩二君） 1つ訂正です。日程第3 承認第3号の承認のところ、専決処分の承認を求めることで、岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題としておりまして、承認のところで、「岐南町税条例等の一部を改正する条例」（p16）というふうに議長のほうで言ってしまいましたので、訂正させていただきます。正し

くは「岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」でございます。



散会

○議長（松原浩二君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

明日から6月15日までの9日間は議事の都合により休会とし、6月16日午前10時から会議を開きます。

午前10時46分 散会



本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

松原浩二

岐南町議会議員

松本暁大

岐南町議会議員

三宅祐司

